

指定統計第6号

税

港 湾 調 査

調査期日 甲種港湾毎月末、乙種港湾毎年末

運 輸 省

この調査は、指定統計として、統計法（昭和22年法律第18号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号改正）に基づいて行なう港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上にかわめて重要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、また、この調査票は、他の目的には絶対に使用されないよう規定されていますから、申告者は、事実ありのままを期日までに申告して下さい。

提出期日 甲種港湾については毎月分を翌月10日まで、乙種港湾については毎年分を翌年1月31日まで。

※印の欄は、申告者は記入しないで下さい。

貯 留 場 調 査 票

昭和 年 月 分

※ 調査港湾	甲種 乙種	港	申 告 者	事業所名 所在地 氏名	⑩
※ 調査票番号					
※ 調査員の検印					

区 分	種 別	箇所数	総 面 積 (㎡)	年 末 貯 留 数 量 (トン)	当 年 総 取 扱 ト ン 数		備 考
					出	入	
貯留場	営業用						
	専用						
	計						
貯木場	水上	営業用					
		専用					
	陸上	営業用					
		専用					
計							
野積場	営業用						
	専用						
	計						